

28. 新規就農者育成総合対策

【令和7年度予算概算要求額 14,870 (9,638) 百万円】

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入**を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、**就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付**、地域において**就農前から就農後までをトータルサポートできる体制の充実**、農地の受け手確保に向けた**新規就農者の誘致環境の整備等**の取組を支援します。また、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**、就農相談会の開催等の取組を支援します。

<政策目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設等の導入を支援**する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

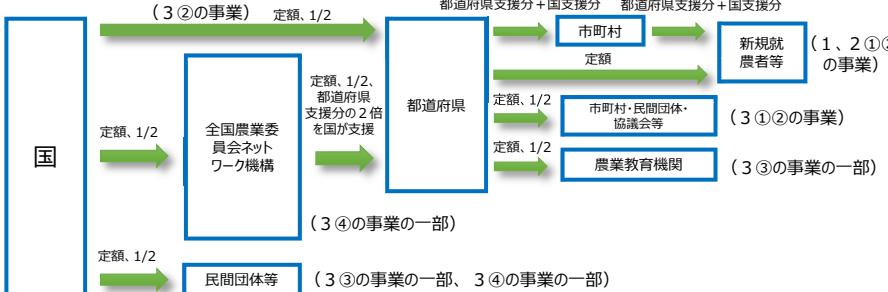
2. 資金面の支援

- ① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を交付します。
- ② **研修期間中の研修生**に対して、資金を交付します。

3. サポート体制の充実、誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援

- ① **就農前から就農後までの農地、生活、技術面等をトータルサポートできる体制の構築**やこれらの**サポート活動**について支援します。
- ② 地域計画の策定により明らかになる**受け手のいない農地**に**新規就農者**を**誘致**するための**体制づくり、誘致の実践及び研修農場の整備**を支援します。
- ③ 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
- ④ 就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 経営発展への支援



経営発展支援事業※1

(機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象)

対象者：認定新規就農者※2（就農時49歳以下）

支援額：補助対象事業費上限1,000万円（2①の交付対象者は上限500万円）

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2〈例〉国1/2、都道府県1/4、本人1/4）

2. 資金面の支援

① 経営開始資金※3

対象者：認定新規就農者※4（就農時49歳以下）

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長3年間

補助率：国10/10

② 就農準備資金※3

対象者：研修期間中の研修生（就農時49歳以下）

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長2年間

補助率：国10/10

3. サポート体制の充実、誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援

① サポート体制構築事業

- ・複数の機関の協働による効果的な支援体制の構築
- ・就農前後における農地、生活、技術面等のトータルサポート活動の実施

③ 農業教育高度化事業

- 農業大学校・農業高校等における
- ・農業機械・設備等の導入
- ・国際的な人材育成に向けた海外研修
- ・スマート農業、環境と調和のとれた農業等のカリキュラム強化
- ・現場実習や出前授業の実施
- ・先進的な教育・研修モデルの創出 等

② 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

- ・新規就農者の誘致体制づくり、誘致活動
- ・実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・施設の導入、施設整備

④ 農業人材確保推進事業

就農相談会の開催、農業の魅力発信 等

※1 取組計画に応じた事業採択方式

※2 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）が対象

※3 前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象

※4 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象

※5 支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制

[お問い合わせ先] 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)